

令和4年12月13日
山形県高病原性
鳥インフルエンザ対策本部

高病原性鳥インフルエンザの発生に係る発生状況確認検査 の結果について

12月8日（木）より、移動制限区域内の養鶏場について実施していた発生状況確認検査の結果が判明し、陰性であることが確認されましたのでお知らせします。

1 検査の概要

移動制限区域内（発生農場から半径3km以内）の養鶏場1農場10羽について、血清抗体検査及びウイルス分離検査を実施した結果、全て陰性であることが確認された。

2 今後の検査予定

発生農場の防疫措置完了後10日が経過した12月23日（金）に、清浄性確認検査として同様に検査を実施予定。

【報道機関へのお願い】

- 高病原性鳥インフルエンザは、現場で取材される際などに、靴底や車輛からウイルスが拡散する懸念があります。このため発生農場はもとより、その周辺の農場における取材については、慎重ようお願いします。
- 今後とも、本病に関する情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

【問合せ先】

農林水産部畜産振興課
課長補佐（衛生）高橋斉史
電話：023-630-3350

〔報道監〕農林水産部次長 森谷 健